

## 群馬県空き家管理事業者情報提供制度運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、空き家の所有者等に空き家を管理する事業者の情報を提供し、その事業者選びに資する制度を運用することで、空き家の適正な管理を促進し、快適に暮らせる安全で安心な居住環境を実現することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本制度は、群馬県空き家利活用等推進協議会（会長 群馬県県土整備部住宅政策課長。以下、「協議会」という。）により実施する。群馬県は本制度が効果的に運用されるよう必要な協力を行うものとする。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住の用に供されないことが常態となっている専用住宅及び併用住宅等をいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者又は管理者をいう。
- (3) 空き家管理業務 外観の点検、家屋の換気、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、その他空き家等を適正に管理するために必要な業務をいう。

### (内容)

第4条 本制度の目的を理解した空き家管理業務を行う者（以下、「空き家管理事業者」という。）を協議会ホームページで公開する。

### (本制度を利用できる空き家管理事業者)

第5条 空き家管理事業者情報を提供することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 本県に本店、支店、営業所を有する空き家管理事業者であり、別表1に示す団体へ所属していること。
- (2) 役員又は事務所の代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) 空き家管理業務を行い、その業務の報告を空き家の所有者等へ行うことができるものであること。

### (申込み)

第6条 空き家管理事業者は、協議会ホームページによる情報の公開を協議会ホームページ管理担当へ申し込む。

2 協議会ホームページ管理担当は、群馬県住宅供給公社とする。

(遵守事項)

第7条 空き家管理事業者は、空き家管理業務を依頼する空き家の所有者等に対して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 依頼主が適切な判断と選択ができるよう、常に正確な情報の提供に努めること。

(2) 見積や契約等について誤解が生じないよう正確で分かりやすい書面により適切な業務遂行に努めること。

(3) 依頼主にとって良き相談者となると共に、誠実な対応に努めること。

2 本制度は、空き家管理事業者情報の提供を目的としたものであり、空き家管理事業者の信頼性を担保したものではないため、空き家管理事業者は誤解を与えるような広告や営業表現等を行ってはならない。

(情報提供の取消し)

第8条 空き家管理事業者が自ら携わる業務について行政処分を受けているとき、又は事実を偽って情報提供を行い、その事実が発覚したときは催告なしに協議会ホームページ掲載を取り消す。

(情報提供の変更及び廃止)

第9条 空き家管理事業者は、協議会ホームページに掲載している情報に変更が生じたとき、又は空き家管理業務を廃止したときは、速やかに協議会ホームページ管理担当へ申し出なければならない。

(空き家管理業務の内容等に係る協議等)

第10条 空き家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、空き家管理事業者と空き家の所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 協議会は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第11条 空き家管理事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

## 附則

この規程は令和2年3月30日から施行する。

## 別表1

1. 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
2. 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部